

5 東彼教告示第 15 号

令和 5 年東彼杵町教育委員会規則第 4 号

東彼杵町教育委員会教育長に対する事務委任及び専決事項に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 13 日

東彼杵町教育委員会

教育長 粒崎 秀人

東彼杵町教育委員会教育長に対する事務委任及び専決事項に関する規則の一部を改正する規則

東彼杵町教育委員会教育長に対する事務委任及び専決事項に関する規則（昭和34年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>第3条 教育長は、緊急の場合その他やむを得ない事由により、委員会の会議を開くいとまがないときは、第1条の規定にかかわらず、同条に掲げる事項について臨時に代理することができる。</u></p> <p><u>2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次の委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。</u></p> <p>第4条 （略）</p> <p>第5条 （略）</p>	<p>〔新設〕</p> <p>第3条 （略）</p> <p>第4条 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。